

平成29年11月10日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成29年11月10日（金）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
6番	三森 一男	7番	田上 七十三	8番	松尾 治実
9番	宇藤 元志	10番	下田 安己	11番	城井 若生
12番	林 淳一	13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美

4、欠席委員：4番 竹内委員 5番 古庄委員

5、議事日程

- 第1 議第34号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について【相続】  
第3 議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に関する件  
第4 議第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定による農地利用集積計画（案）の承認  
に関する件【中間管理】  
第5 議第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1  
9条第3項の規定による農地利用配分計画  
（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 今 村 太 一

事務局長 本日は農業委員の14名のうち12名が出席されておられます。  
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えていますので、本日の総会が成立することを御報告します。  
また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされていますので、議事の進行をお願いします。  
それでは、会長より御挨拶をお願いします。

議長 皆さん、こんにちは。本日も慎重審議をお願いします。  
それでは、協議を進行します。  
「議第34号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
平成29年11月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長(複数委員) 議事録署です、いかがいたしましょうか。  
議長に一任。

議長 はい。それでは14番山村委員、1番矢津田委員、お願いします。  
「報告第12号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
平成29年11月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 報告第12号について、時効取得、相続の報告です。事務局よりお願いします。

事務局 報告第12号、農地法第3条の3の規定による届出について。  
今回報告する案件は5件。  
1番は4ページのとおり。補足資料は2ページ。相続人は域外の方ですが、町内の方に貸借される予定です。  
2番も4ページのとおり。補足資料は、3ページ、4ページです。  
3番も4ページのとおり。補足資料は、5ページ。  
4番も4ページのとおり。補足資料は、6ページ。  
5番は5ページのとおり。補足資料は、7ページ。

議長 報告第12号ですが、時効取得の報告がありました。時効取得を事務局から説明してください。

事務局 時効取得とは耕作者が耕作している農地を他人の土地とは知らずに耕作をしており、なおかつ土地の所有者が異議を申し出ずにいた場合に、何の問題もなければ時効取得できるようになっています。もし所有者が自分の土地と気づき、耕作者と協議をした場合は時効取得の対象にはなりません。

議長 所有者不明の土地や相続未登記の土地など多く、今後時効取得の申請が増えると予想されます。

質問はほかにございせんか。

10番委員  
事務局  
議長

時効取得の年数の基準は。

だいたい15年から20年です。案件により年数は異なります。

悪意がなく昔から管理してきた土地、管理者所有権です。報告にあったとおり、相続権者に域外の方が相当おられます、その土地が十何年経ってくると、実際管理されている方が時効取得という形になってくる場合もあります。トラブルのもとになりますので、委員は担当地区を注視するよう心がけておいて下さい。

10番委員

時効取得した人は、農地を一切所有していなくても、農地を所有する事ができるのか。

事務局  
事務局長

時効取得は農地法とは違い下限面積の縛りはない。

時効取得は不動産登記になってくるので、土地の所有権ということで、農地法とは別な法律でされています。

議長

ただ、取得された土地が農地である以上、その土地は農地ですので、農地として管理してもらうことになります。

ほかにありますか。なければ、次に行きます。

#### 「議第35号」

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

議長  
8番委員

平成29年11月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

所有権移転・売買です。担当8番松尾委員に説明をお願いします。

議第35号、農地法第3条審議資料。

番号1、9ページ。

議長  
(複数委員)

議第35号について、質問等ありませんか。

異議なし。

議長  
(複数委員)

議第35号、1番について承認してよいか。

異議なし。

議長

番号1について、承認します。

#### 「議第36号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。【中間管理】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年11月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長  
事務局

議第36号について、事務局より説明をお願いします。

議第36号、農用地利用集積計画審議資料。

今回の案件は2件。

番号1は、9～11ページのとおり。全部で14筆です。補足資料は12ページ、13ページ。中間管理事業を通して利用権の設定を法人に設定するもの。

議長  
(複数委員) 議第36号、番号1番について、質問等ありませんか。  
異議なし。

議長  
事務局 議第36号、番号1番について承認します。  
2番は、12ページ。補足資料は、14、15ページ。

議長  
(複数委員) 議第36号、番号2について、質問等ありませんか。  
異議なし。

議長 番号2は承認します。

**「議第37号」**

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画(案)の承認に関する件。【中間管理】  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年11月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第37号について、前議第36号の関連議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1、14ページ。こちらは農事法人に権利を設定するもの。筆は14筆。

番号2、2筆を個人に貸し付けるもの。

議長 議第37号について、質問等ありませんか。

なければ、議第37号について、承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第37号は承認します。

以上をもちまして、本日の議事進行を終了させていただきます。

以下余白